## 一管区水路通報第35号

令和4年9月9日 第一管区海上保安本部		
第481項	北海道南岸	函館港・・・・・・・・・・航行等禁止
第482項	北海道南岸	立待岬東方・・・・・・・・救難訓練
第483項	北海道南岸	襟裳岬西方・・・・・・・・射撃訓練
第484項	北海道南岸	十勝港北東方・・・・・・・観測機器設置
第485項	北海道南岸	釧路港・・・・・・・・・・オイルフェンス展張訓練
第486項	北海道東岸	羅臼港・・・・・・・・・・・航泊禁止
第487項	北海道西岸	野寒布岬南南西方・・・・・・灯台移設
第488項	北海道西岸	石狩湾・・・・・・・・・水質調査
第489項	北海道西岸	石狩湾港付近・・・・・・・観測機器設置
第490項	北海道西岸	石狩湾・・・・・・・・・海洋調査
第491項	北海道西岸	石狩湾港・・・・・・・・・防波堤延長工事等
第492項	北海道西岸	石狩湾港・・・・・・・・・灯移設(予告)
第493項	北海道西岸	寿都港・・・・・・・・・水路測量
第494項	北海道西岸	松前港・・・・・・・・・・灯台について
第495項	北海道西岸	松前港・・・・・・・・・・消波ブロック存在

※水路通報の内容については、航海安全情報のWebページで入手できます。

URL:https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html

-----一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

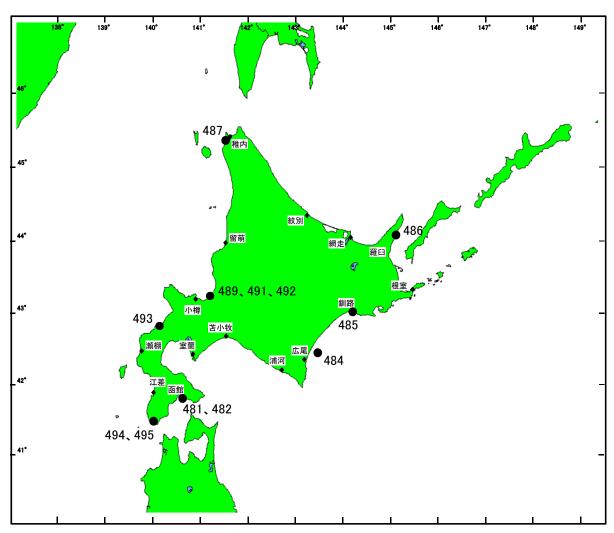
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

URL : https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/mailform.html

## 索引図



- ※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。
  - ●印で表現できない広範囲に及ぶ483、488、490については各項を参照ください。

4年481項 北海道南岸 - 函館港、第1区 航行等禁止 下記区域は、花火大会の実施に伴い、一般船舶の航行及び錨泊が禁止される。

期 間 令和4年9月18日(予備日19日)1930~2030(花火大会終了まで)

区 域 下記3地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

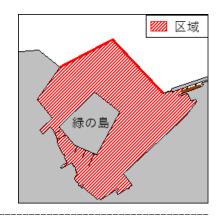
- (1) 41-46-27.0N 140-42-42.6E (若松ふ頭西端)
- (2) 41-46-32.7N 140-42-57.2E
- (3) 41-46-21.6N 140-43-11.2E (西ふ頭東端)

備 考 警戒船配備

上記(2)付近に黄色灯付浮標設置

海 図 W6

出 所 函館港長



4年482項 北海道南岸 - 立待岬東方(志海苔漁港) 救難訓練

下記区域で、救難訓練が実施される。

期 間 令和4年9月16日 0900~1200

区 域 下記地点付近

41-45-45N 140-49-18E

備 考 陸上から発煙信号等を発射

海 図 W9

出 所 函館航空基地



4年483項 北海道南岸 - 襟裳岬西方 射撃訓練

下記区域で、巡視艇による射撃訓練が実施される。

期 間 令和4年9月28日(予備日29日)0900~1700

区 域 41-53.0N 142-40.0E

を中心とする半径5海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗掲揚

海 図 W1030-JP1030

出 所 室蘭海上保安部



4年484項 北海道南岸 - 十勝港北東方 観測機器設置

下記区域で、海底に観測機器が設置される。

期 間 令和4年9月26日~30日

区 域 下記2地点付近

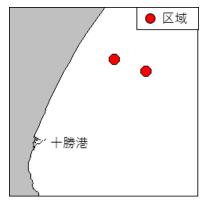
(1) 42-27-15N 143-31-52E

(2) 42-25-55N 143-36-43E

備 考 観測機器は赤白旗及び灯付浮標で標示

海 図 W1032-JP1032

出 所 広尾海上保安署



35 号 - 3 - 35 号

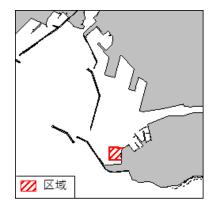
4年485項 北海道南岸 - 釧路港、東区、第3区 オイルフェンス展張訓練

図に示す区域で、作業船によるオイルフェンス展張訓練が実施される。

期 間 令和4年9月15日0900~1130

海 図 W31-JP31

出 所 釧路港長



4年486項 北海道東岸 - 羅臼港 航泊禁止 下記区域は、花火大会の実施に伴い、一般船舶の航泊が禁止される。

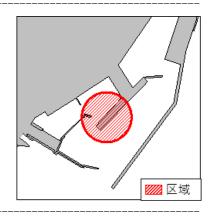
期 間 令和4年9月17日(予備日18日)1850~1920(花火大会終了まで)

区 域 44-01-10.1N 145-11-57.4E

を中心とする半径 130m の円内

 海
 図
 W1402(羅臼港)

 出
 所
 根室海上保安部



4年487項 北海道西岸 - 野寒布岬南南西方、抜海岬付近(抜海漁港) 灯台移設

一管区水路通報 4年34号477項削除

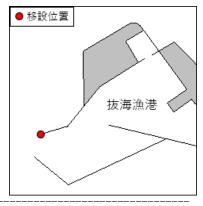
抜海港北防波堤灯台は、防波堤先端へ移設された。

位 置 (変更前) 45-18-32.9N 141-36-23.1E

(変更後) 45-18-30.9N 141-36-17.0E

海 図 W1040-W33-W41

参照書誌 411 0512番 出 所 第一管区海上保安本部



4年488項 北海道西岸 - 石狩湾 水質調査 図に示す区域で、作業船による水質調査が実施されている。

期 間 令和4年9月30日までのうち1日間

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W28-JP28

出 所 小樽海上保安部



35 号 - 4 - 35 号

4年489項 北海道西岸 - 石狩湾港付近 観測機器設置

下記位置で、海底に観測機器が設置される。

期 間 令和4年9月11日~10月31日

位 置 43-15-38N 141-19-48E

備 考 観測機器の設置及び撤去は、潜水作業を伴う

潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

観測機器は、赤白旗及び灯付浮標で標示

海 図 W28-JP28

出 所 小樽海上保安部



4年490項 北海道西岸 - 石狩湾 海洋調査

下記区域で、掃海艇による海洋調査が実施される。

期 間 令和4年9月14日、15日 0800~1700

区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 43-27. 4N 140-50. 0E

(2) 43-14. 0N 141-19. 0E

(3) 43-11. 9N 141-02. 3E

(4) 43-15. ON 141-02. 3E

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W28-JP28

出 所 小樽海上保安部



4年491項 北海道西岸 - 石狩湾港 防波堤延長工事等

下記区域で、防波堤の延長工事が実施されており、一部が完成している。

工事期間 当分の間

工事区域 下記2地点を結ぶ線上、幅17m

(1) 43-13-51. 6N 141-17-23. 7E

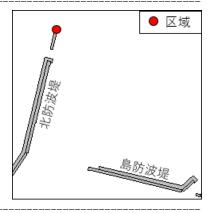
(2) 43-13-50. 8N 141-17-23. 4E

完成区域 上記(2)及び下記(3)を結ぶ線上、幅 17m

(3) 43-13-50.0N 141-17-23.1E (既設防波堤先端)

海 図 W7

出 所 小樽海上保安部



4年492項 北海道西岸 - 石狩湾港 灯移設(予告)

開発局石狩湾港北防波堤北端施設灯は、移設される。

変更予定日 令和4年9月上旬

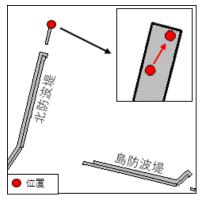
位 置 (変更前) 43-13-50.0N 141-17-23.0E

(変更後) 43-13-50.7N 141-17-23.5E

海 図 W7

参照書誌 411 0575.38番

出 所 第一管区海上保安本部



4年493項 北海道西岸 - 寿都港 水路測量

図に示す区域で、作業船による水路測量が実施される。

期 間 令和4年9月15日~10月15日のうち10日間

備 考 測量中、白紅白の燕尾旗掲揚

海 図 W22(分図「寿都港」)

出 所 第一管区海上保安本部



4年494項 北海道西岸 - 松前港 灯台について

松前灯台は改修工事に伴う足場及び養生ネット設置により、灯塔が見え難くなる。

期 間 令和4年9月12日~11月25日

位 置 41-25-08N 140-05-20E

海 図 W 2 2

参照書誌 411 0641番 出 所 第一管区海上保安本部



4年495項 北海道西岸 - 松前港 消波ブロック存在

下記区域に、消波ブロックが存在している。

区 域 41-25-19.7N 140-05-33.9E 付近

海 図 W22(分図「松前港」)

出 所 第一管区海上保安本部

